

つくばみらい市告示第151号

市道路線の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年12月4日から15日間（土日を除く）つくばみらい市役所都市建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月4日

つくばみらい市長 小田川 浩



整理 番号	路線名	新 旧	起点地番	終点地番	幅員 (m)	総延長 (m)	摘要
1	市道1級5号線	旧	台934番2地 先	紫峰ヶ丘五丁 目8番4地先	5.6 ～ 32.4	3768.1	
		新	台934番2地 先	紫峰ヶ丘五丁 目8番4地先	5.6 ～ 32.4	3768.1	